第８章　法人税等

８－１　法人税等

【重要性：A】

ＰＯＩＮＴ！

法人税等に関する仕訳をマスターしよう！

主な勘定科目

「法人税等」勘定（費用）

「仮払法人税等」勘定（資産）

「未払法人税等」勘定（負債）

（１）法人税等

法人税等とは、利益に課せられる税金である法人税、住民税及び事業税をいいます。法人税が国から、住民税や事業税が都道府県や市町村から課されます。

法人税、住民税及び事業税はともに、利益に課せられる税金ですので、それらをまとめて「**法人税等**」勘定（費用）で処理します。

（２）中間申告

中間申告とは、期首から６ヶ月を経過した日から２ヶ月以内に、前年度の法人税額の２分の１または６ヶ月を一事業年度とみなして仮決算を行って算出した６ヶ月分の法人税額のいずれかを申告・納付することです。

中間申告において納付した法人税額は「**仮払法人税等**」勘定（資産）で処理します。

例題８－１　**法人税等の中間納付を行い、150,000円を当座により支払った。**

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
仮払法人税等	**150,000**	**当座預金**	**150,000**

（３）決算整理

１年間の利益を課せられる当期の法人税等を算定し、「**法人税等**」勘定（費用）で処理します。１年間の法人税等が中間納付額より多い場合は後日その差額を納付しますので、その差額を「**未払法人税等**」勘定（負債）で処理します。

例題８－２　**決算にあたり当期の法人税等を500,000円計上する。なお、法人税等の中間納付は150,000円であった。**

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
法人税等	**500,000**	**仮払法人税等**	**150,000**
		未払法人税等	**350,000**

（4）確定申告（かくていしんこく）

確定申告とは、原則として、決算日後２ヶ月以内に法人税、住民税、事業税を申告し、納付することをいいます。中間納付額を差し引いた残額を納付しますので、支払時に「**未払法人税等**」勘定（負債）を減少させます。

例題８－３　未払法人税等350,000円について小切手を振り出して支払った。

借方科目	金額	貸方科目	金額
未払法人税等	**350,000**	**当座預金**	**350,000**

第８章　法人税等　問題

問題8-1　以下の取引に関して、仕訳を行いなさい。

①　法人税等について中間納付を行い、前期の業績にもとづいて220,000円を小切手を振り出して納付した。

②　決算にあたり、法人税等の当期充当額を900,000円計上する。なお、すでに法人税等の中間納付を300,000円行っている。

③　法人税、住民税及び事業税の確定申告を行い、決算で計上した法人税等360,000円から中間申告で納付した150,000円を差し引いた金額を現金で納付した。

第８章　法人税等　答案用紙

問題8-1

	借方科目	金額	貸方科目	金額
①				
②				
③				

第８章　法人税等　解答解説

問題8-1　**解答**

	借方科目	金　額	貸方科目	金　額
①	**仮払法人税等**	**220,000**	**当座預金**	**220,000**
②	**法人税等**	**900,000**	**仮払法人税等**	**300,000**
			未払法人税等	**600,000**
③	**未払法人税等**	**210,000**	**現金**	**210,000**

問題8-1　**解説**

①　法人税等の中間納付は「仮払法人税等」勘定（資産）で処理します。

②　法人税等の当期充当額は当期の「法人税等」勘定（費用）の金額です。決算において未納額を「未払法人税等」勘定（負債）で処理します。

③　確定申告時に納付した場合、「未払法人税等」勘定（負債）を減少させます。

未払法人税等：360,000－中間納付150,000＝210,000